

特殊土じょう、地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案

特殊土じょう、地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成九年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

特殊土じょう、地帯災害防除及び振興臨時特措法に基づく対策事業を引き続き強力に実施して、所期の目的を達成するため、同法の有効期限を更に五年延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約二千八百億円、五箇年間に要する経費としては、約一兆四千億円の見込みである。